

**2026年4月12日に開催された自由民主党大会において、
現職の陸上自衛隊員が歌唱したことに對して、
強く抗議する**

内閣総理大臣 高市早苗様
防衛大臣 小泉進次郎様
自由民主党総裁 高市早苗様
自由民主党幹事長 鈴木俊一様
自衛隊統合幕僚長 内倉浩昭様
陸上自衛隊幕僚長 新井正芳様

報道によれば、2026年4月12日に開催された自由民主党の大会において、現職の陸上自衛隊員が、隊員制服を着用し、自衛隊員であることを紹介された上で、自由民主党員の前で歌唱したとのことである。

自衛隊法(1953年法律第44号)において、その第61条(政治的行為の制限)には、「隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない。」と定められている。

この法の趣旨は、自衛隊員の政治的な中立を保持する必要があることを定めたものであり、「政党……のために、(政党の)行為に關与し……てはならない。」と規定したものである。そこから、今回の自由民主党の大会において歌唱をするという行為は、この法の趣旨に著しく反するものと言うべきである。

しかもこの行為の実施にあたっては、自衛隊内部の承認を得ているとのことであるほか、最終的な責任者である防衛大臣が「問題はない」と判断していることについても、あたかも自衛隊を自由民主党の私兵であるかのように判断していると理解されるものであり、非常に大きな過ちであると言わざるを得ない。

このことから、私たち日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会は、自衛隊の判断及び自由民主党の判断に對して強く抗議をするものである。

2026年7月6日

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和 1-2-4

日本バプテスト連盟靖国神社問題特別委員会
委員長 大島博幸